

令和8年10月6日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課

課長 景山 憲二

課長補佐 坪見 健司

(電話) 082-502-7831

広島労働局における文書の紛失について

広島労働局（局長 宮原真太郎）は、広島公共職業安定所（以下「広島所」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記の事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

広島所において、社会保険労務士事務所Aから提出された事業所Bを離職したCさん（以下「Cさん」という。）の雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を紛失する事案が発生した。

紛失した資格喪失届には、Cさんの氏名、生年月日、個人番号、住所、被保険者番号、被保険者でなくなったことの原因、事業所番号、事業所名、資格取得年月日、離職等年月日、1週間の所定労働時間が記載されていた。

2 事実経過

(1) 令和8年9月2日、広島所雇用保険適用課において社会保険労務士事務所Aの事務員から提出されたCさんの資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を受理後、広島所の職員Dは、ハローワークシステム（以下「システム」という。）への入力等の事務処理を行った。

その際に本来、保管すべき書類を所定の保管場所に格納しないまま事務処理を行った。

(2) 令和8年9月3日、システムにて処理した件数と9月2日に受理した資格喪失届の件数が一致していないことから、前日受理した資格喪失届を確認したところ、Cさんの資格喪失届の所在が不明であることが判明した。

(3) 同日以降、広島所内を搜索したが、Cさんの資格喪失届の発見には至らなかった。また、調査の結果、当該書類は誤ってシュレッダーにより廃棄された可能性が高いと判断した。

(4) 令和8年9月8日及び同月16日、Cさんに対し、事案説明及び謝罪を行った。

(5) その後も搜索及び調査を実施したが、現在まで当該書類の発見には至っていない。

3 発生原因

(1) 職員がシステム入力処理を終えた資格喪失届を、所定の保管場所ではなく個人用トレイに一時保有したまま離席したことにより、書類の所在が不明確となり、誤って廃棄した可能性が高いものと考えられる。このことから、入力処理後は速やかに所定の保管場所に格納するという基本動作が徹底されていなかったこと。

(2) 廃棄処理を行う際、廃棄対象ではない文書が混入していないか、十分な確認を行うという基本動作が徹底されていなかったこと。

4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

紛失した書類については、所内の搜索及び調査を行った結果、誤ってシュレッダーにより廃棄された可能性が高いものと考えている。また、現時点において外部への漏えいは確認されておらず、二次被害が発生するおそれは極めて低いものと判断している。

5 再発防止策

(1) 広島所における対応

ア 令和8年9月8日、全職員に対し、基本動作及び個人情報の適正な管理の徹底並びに自主点検の実施を指示するとともに、管理者に対して研修を行った。

イ 今後の事務処理において、以下を徹底することとした。

(ア) 処理中の書類は必ず所定の場所に格納し、机上には一切書類がない状態とし、書類の所在を常に明確にした状態で業務を行うこと。

(イ) シュレッダーによる誤廃棄を防止するため、不要書類は共用のシュレッダー専用箱で一定期間保管し、廃棄前に内容を確認したうえで処理すること。

(2) 労働局における対応

ア 令和8年9月8日、総務部総務課総務企画官から局内全所属長に対し事案の概要を説明するとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について注意喚起した。

イ 令和8年9月9日、職業安定部職業安定課長から局内全公共職業安定所長に対し、所属職員へ基本動作の取組みについて周知徹底するよう連絡した。

ウ 令和8年9月14日、職業安定部職業安定課長から局内全公共職業安定所長あてに通知を発出し、各所管理者による全職員に対して基本動作及び確認作業の点検並びに指導の実施を指示した。